

「神戸空港条例施行規則の一部改正（案）」の概要

1. 改正の趣旨

神戸空港では、2025年春の国際チャーター便の運用開始・国内線発着枠拡大に向け、空港基本施設であるエプロンの拡張や、新ターミナル、駐車場の整備を進めており、これら施設の管理・運営において、指定管理者制度を導入するにあたり、神戸空港条例に必要な規定を追加する改正を予定しています。（令和6年第2回定例市会に提出）

神戸空港条例の改正が原案通り可決された場合、指定管理者の指定の手続き方法について規定するため、神戸空港条例施行規則（平成17年12月規則第47号）の一部改正を行います。

2. 改正の概要

指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体が提出する書類は、以下のものとします。

- 指定申請書
- 事業計画書
- 人員配置計画書
- 収支予算書
- 定款、寄附行為又はこれらに相当する書類
- 法人登記事項証明書又はこれに相当する書類
- その他、市長が必要と認める書類

3. 施行予定日

令和6年11月中旬ごろ（予定）